
三木市人権尊重のまちづくり推進審議会議事録

■ 開催日時

平成 30 年 8 月 29 日（水） 15：00～16：35

■ 開催場所

三木市立図書館 1 階 視聴覚室

■ 出席者

（委員） 15 人

五百住 満 会長、岩崎 良則 副会長、小山内 政子 委員、
久斗 政光 委員、春川 政信 委員、岡本 正勝 委員、
岩崎 英一 委員、田中 節代 委員、井上 要二 委員、
小紫 達矢 委員、石原 直美 委員、藤田 加代子 委員、
福山 純子 委員、清水 育美 委員、坂野 剛崇 委員

（行政） 13 人

大西副市長、西本教育長、山本総合政策部長、赤松総務部長、
堀内市民生活部長、岩崎健康福祉部長、吉岡産業振興部長、
増田都市整備部長、安福上下水道部長、藤原消防長、
石田教育総務部長、奥村教育振興部長、本岡危機管理課長

（事務局） 2 人

辻田人権推進課長、平井係長

1 開会

2 あいさつ

会長挨拶

副市長挨拶

3 審議事項

- (1) 平成 30 年度三木市人権尊重のまちづくり推進審議会スケジュール（案）について
事務局より説明

【委員】

懇話会のことです。少しお願いがあります。基本計画は、兵庫県下の市の中で一番最初にできたもので、これは実態調査や意識調査を4つの部門に分けてやってきたことが非常に大きいです。また、実態調査の結果だけではなくて、同和問題や外国人・子ども、女性、障がい者・高齢者等、4つの懇話会を開いて、その中で当事者、つまり部落差別を受けてきた方、障がい者の方や、学識経験者をはじめ各専門家の方、人権相談を受けておられる人権擁護委員の方など、多様な方の意見を集約して、この基本計画ができたことは三木市の特徴で、いいことだと思います。私たちも意見を出しましたが、実施計画の策定が10月になっていますが、少し遅れてもいいから、本当なら懇話会をもう一度開いて実施計画（案）について意見を聞くべきでしょうが、日程的な調整が大変ですので、少なくとも郵送でもいいから、ご意見があれば書いていただいて、そのことを踏まえて部長はもちろん、課長に見ていただいてよりよい実施計画にしたらどうでしょうか。もう一つは、施策を10月中頃から推進していくわけですが、一年に2回、上半期と下半期に我々審議会委員が集まって、行政の方々の評価表から成果と課題をみていくのですが、今年度は難しいかもしれませんが、次年度以降、年に一回でもいいですから当事者の方々の意見を聞く会を開いていただきたい。それは検討で結構ですので、お願いしたいと思います。

【会長】

4つの懇話会を開いてこういう計画をつくってきたわけですが、一月弱ありますから、懇話会の方の意見を聞いたかどうかということ、実際に施策遂行にうつっていくわけですが、それにあたって、遂行中に様々な意見を聞きながらそれを反映させていったらどうかという2つの意見だと思います。事務局どうですか？

【市民生活部長】

基本計画を策定するに当たりまして、懇話会の皆様には市民の声を広く反映させていただいて、一人一人の人権が尊重される基本計画になったと考えております。今年度につきましては、委員がおっしゃったように、できたら資料を送らせていただいて意見をお聞きするような方向で検討させていただきたいと考えております。来年度以降は、検討事項という形でお聞きしたいと思います。

(2) 平成 30 年度三木市人権尊重のまちづくり実施計画（案）について

ア 事前に提出された意見書について、委員からの説明および市からの回答

【委員】

1 点目は教育推進地域指定制度についてです。ご存知のように昔、同和対策室、人権部局、今の生涯学習課ですね、昔の社会教育課が公民館を管轄している時は、例えば別所町の人権教育研究指定ということで別所小学校、別所中学校、別所幼稚園、別所保育所、そして別所公民館管轄の自治会、つまり社会教育と学校教育両者が 2 年ごとに、学校も授業をやり、社会教育の方も研究発表をするということで研究発表会をしていました。ところが同対室と、教育委員会の部署もなくなり、人権推進課一つだけになってしまいましたので、この教育推進地域指定制度がずっとできませんでした。ところが今年、学校教育課の中にも人権担当ができ、そして市民協働課の担当だったものをもう一度教育委員会に戻して生涯学習課が住民研修等をやることになり、体制が戻りましたので、ぜひこの教育推進地域指定制度を再開していただきたいと思います。兵庫県では西播の各市、例えば赤穂市や宍粟市で現在も続けておりまして、非常に成果をあげております。ただし、市の教育委員会と同和教育協議会、三木市でいえば三木市人権・同和教育協議会との共催という形で西播では成果を収めているようです。ぜひ研究していただいて、学校でも地域でも取組が前進するようにお願いしたいということで質問しました。2 点目は、インターネット上についての書き込みについてです。モニタリングについては最重要課題であると思いますので、早くしないといけないと思います。すでに伊丹市、三田市、宝塚市ではどんどん進めているわけですが、ネットに書き込みしている人たちはモニタリングで規制されているところでは書き込みをしません、モニタリングしていないところでどんどんやります。慎重に考えるのもいいですが、少なくとも来年度からやるという方向性だけでも出さないと、部落差別だけではなくいろいろなネットの書き込みを減らすことはできないと思っています。3 点目は、共通資料のところ、教職員の人権アンケートの中で、新しい人権の歴史を勉強していくけれども、学校で教えるのが難しいという実態がでて

います。道徳は年間 35 時間しかできません。道徳だけではなくて総合的な学習の時間、例えば 3 時間とか 4 時間使えますので、ぜひそういう総合的な学習時間に、多可町がやっていますが、統一コア・カリキュラムを作るなどそういう方向は示すべきではないかと思い、意見をさせていただきました。学校の先生方も、カリキュラムがあった方が人権の歴史を教えやすいのではないかと思います。最後に外国人の人権のところですが、この基本計画を作る前の懇話会においても、外国人の部会の中で、学校教育において子どもたちが困っている部分、あるいはお母さんやお父さんが困っていることがあって、しっかりと教育委員会として外国人教育の基本方針を出してほしいということで、人権推進課でそれを受けて川崎市の人権教育、外国人教育基本方針を手に入れて研究をしていたと思いますが、今回の実施計画にはまったく触れていませんので、ぜひ三木市の外国人教育基本方針を、学校教育課と人権推進課が協力してぜひ作る方向で明記してほしいと思っています。

【教育振興部長】

人権教育の教育推進地域指定制度ですが、子どもたち、教職員のみならず地域の皆さんが一緒になっていわゆる豊かな人権感覚を養っていくということでは大変貴重な機会であったと考えております。ただし、これを再度実施するとなりますと、学校や地域の活動、校種間の準備期間が必要だと考えています。他の実績や、実施しなくなった経緯などの調査を始めておりまして、再度実施するか否かも含めて、本年度から検討に入らせていただきたいと思います。続きまして、小中学校の道徳の時間にかかる共通資料ですが、ご指摘いただきましたコア・カリキュラムにつきまして、同和教育の教材を指定して指導を継続しています。しかし、新しい部落史につきましては、社会科や総合的な学習の時間に系統的に指導する必要もあると思われま。情報をいただきましたとおり、多可町とコンタクトをとらせていただきまして、先進的な事例ということで研究を進め、三木市としてのカリキュラムの作成に現在着手しているところです。共通資料の教材について実施状況調査を行っていますが、調査の方向を掘り下げまして、成果と課題を明確にできるように調査内容について検討を加える予定がありますことを申し添えさせていただきます。それから外国人教育基本方針の策定についてですが、日本語指導や県の指針、県の人権教育課等の協力を得て様々な支援をさせ

ていただいたり、市としましても日本語指導支援員を導入しまして、日本語指導の支援を行っております。しかしながら、そういった子どもたちが母国のことをどのように知っていくか、何よりも自己実現をどう図っていくかが大切になってくると思います。今後につきましては、川崎市の方針や県の「外国人児童生徒にかかわる基本方針」などを参考に、検討していきたいと思っております。

【委員】

方針を作ることを検討していくということですか。

【教育振興部長】

検討していきます。

【市民生活部長】

質問事項の2番目、モニタリングの件につきまして、県の啓発協会が7月ぐらいからモニタリング事業を開始したということで、人権推進課としまして研修に参加しています。インターネット上の書き込み等の対応については、来年度からモニタリングの実施を視野に入れて、複数の市の視察、実施状況などを勉強しながら、検討を重ねるつもりです。今のところ伊丹市、三田市、宝塚市、加東市で、直営であったり委託であったり、それぞれの方向でしておりますので、市としましても啓発協会とともにそれも参考にしながら、1年間いろいろ検討を進めていく予定にしておりますので、そういった内容で「来年度以降モニタリングの実施を視野に入れて」という形で記載をしていきたいと考えております。

【会長】

どれも大事なことです。今、モニタリングの話が出ましたが、私は兵庫県の人権啓発協会の委員をしております、モニタリングの施策を始めたんですが、なかなか難しい。伊丹市もやっていますがそんなにうまくいっているわけではありません。ネットというのは発信されてしまったら、いくらプロバイダをとめたとしても広がったものは防ぎようがありません。そういったことを含めて、難しいけれどもとにかくやってみようという経緯があります。どのように取り組んでいくかは今後の課題でしょうが、検討していただきたいと思っております。それから外国人の子どもたちの問題ですが、日本語指導が不十分な子どもの数がものすごく増えています。帰国子女の日本人の子どもたちで日本語が十分理解できていない子どもの数も急増しています。日本語支援ということで、県がサポーターを配置し

ているがこんな数では足りない。そういったことを含めてただ日本語を習わせるだけではなく、どのように共生をはかっていくか。生き方の問題ですね、そういったことが非常に大事です。大学等と連携して、学生をうまく活用しながら日本語指導を展開するとそんなにお金もかからないと思います。外国人のサポートは、全国的に急務です。

【委員】

障がい者のサービスについて、いろいろ触れられているわけですが、福祉の問題なので多角的に取り組まなければいけない課題がたくさんあります。新規に立ち上げられたのは大変すばらしいと思うのですが、実際にどのように取り組まれていくのか、心身の障害、発達障害両方について伺いたいと思って書かせていただきました。

【健康福祉部長】

障がい児の支援の提供体制の整備事業を今回新規計画としてあげた理由としまして、国の基本計画を踏まえ、障がい児につきましては、障害福祉サービスや障がい児通所支援利用者が非常に増えております。それとともに医療的ケアが必要な子どもが増えている状況の中で、それを支える周りの専門員、共生社会の中で連携していかないとだめだと考えております。単純に18歳未満の子どもの人口が5年で1,100人程減っています。一方、療育手帳を交付されている方は21人増えています。子どもの数は減っているけれども療育手帳をもらう人は増えているという現実があります。この中でいかに支えていくかということで整備をしているところです。実施の内容ですが、この9月に三木市地域自立支援協議会の中に「こども部会」というのをあえて作りまして、その連携をどのような形ですすめていくかを検討しています。これにつきましても年2回ほど計画しておりまして、医療的ケアが必要な子ども、旧市民病院のところにタイムケア「にじいろ」があるんですが、自分の唾液で命に関わることのある子どもも地域には増えてきているので、北播地域が障害福祉ネットワークを作っていくということで今年度末までに設置する方向で検討させていただきたいと思います。2つ目の児童発達支援センターの整備事業につきましては、県は非常に高いレベルを求め、お金の部分がついてきてないという大変しんどい部分ではあるのですが、療育体制の構築ということで保健、医療、障害福祉、保育、教育関係機関との連携が必要であると考えます。実施工程としまし

て平成 30 年度に子ども発達支援センター「にじいろ」を三木市が直営し、平成 31 年度以降は、今のこども発達支援センターには看護師がいるわけですが、さらに職員を充実させまして、こども発達支援センターを中核施設とする重層的な地域支援体制の構築を考えています。

【委員】

うちの大学には、心理臨床の先生と相談センターをかかえておりまして、発達障がいのあるお子さんと親御さんが相談に来られることがあります。実際に「にじいろ」と連携して検査をお願いすることがあります。臨床心理士の資格をもった教員がおりますし、大学院で養成もしておりますので、今後も連携がとれればと思います。

【委員】

いわゆる高齢者虐待、障がい者虐待についての防止をするということで施策にあげられているわけですが、事業名を見ると「相談対応」という内容となっています。相談対応というのは虐待が起こってから動く施策でございますので、防止する施策というのがまったくあがっておらず、虐待に対する施策がこの 2 つだけかと思えました。虐待というのはみえにくいところがあります。特に家庭内での虐待もそうですが、昨今施設内での虐待が注目を集めてきています。あずけているご家族様は、あずけている、みてもらっているという立場的な負い目がございます。職員さんが忙しくされているのもよくご存知です。その中で虐待の事実がもしあった場合、虐待がおこらないようにする努力というのがあると思います。施設に対する虐待を防止するための施策というものは、三木市が管轄しなくてもいいのでしょうか。施設内やサービス事業所の虐待を防止するための教育にはまったくノータッチでいいのかどうかわからないが、これだけでは不十分ではないでしょうか。起こってから対応しますよと見えているように見えます。何かしら施策があるのであれば書いていただいたらと思います。

【健康福祉部長】

ご意見いただきましたように、虐待の防止としてやはり虐待が起きない環境を作ることが大事だと思います。相談対応を行っているというのは、もちろん虐待が起こってからの相談対応も行いますし、本来それを未然に防ぐ事業としまして、虐待に対する意識の啓発というのが重要であると考えております。虐待について市民の方に対

してもわかりやすく相談や教室、いろんな機会をとらえて啓発していく。2 つ目としましては、介護をしている人たちへの支援としまして、介護でお困りのことはその人によって異なりますので、介護をしている方の話をよく聞き、相談しながら、家族全体を支援し、虐待につながらないように支えていくという形になります。3 つ目が要見守り・支援です。高齢者の見守り事業として、地域で支えるという部分が虐待予防にとって非常に大事ですので、その3点を考えて実際に進めています。基本的には障害者虐待防止法の中でうたわれていますように、「虐待を見つけた場合には通報する義務があります」といったパンフレットを作成しまして、24時間、虐待を発見した場合は連絡をいただいて通報を受けられるように事業を進めています。障がい者につきましても虐待にいたらないような事案の対応ですが、障害福祉課を中心としまして、障がい者の虐待窓口にて対応しています。実際に障がい者の施設に対しても、こういったパンフレットや研修会を行うなど、施設関係についても障害福祉課の方で、連携している状況です。なお、今年の虐待の通報は5件ほどございまして、すべてに実際に対応しています。その中で、若干、職場での障がい者の虐待の事案がございました。その分につきましては、基本的には十分な聞き取り調査の上、県と連携しまして労働基準監督署の方に報告させていただいている現状です。

【委員】

虐待の件数が5件とお話がありましたが、それは障がい者の方ですね。高齢者の虐待の件数はわかりますか。実質相談があがってきたものがすべて虐待と判断されるのではなくて、皆さんが実際に見に行くと虐待と判断されるものが何%とかあるわけですが、施設内、特にサービスを提供する事業所や障がい者の施設にしっかりと虐待をしないという認識、思っても忘れてしまうとかどうしてもあるので、年に1回は必ずそういう研修をしてくださいとか、研修された内容の報告をあげてくださいという形で、もう少し踏み込んだやり方など、防止に向けての取組を今後検討していただいて、声なき声をひろいあげていく、防止していくということをお願いしたいと思います。

イ その他の意見等

【委員】

高齢の方は、その時の体調や家族の方による虐待、あるいは軽く認知が入っている場合があります、高齢の方がおっしゃる事がすべてとはいえないので、その時々への対応が大変だと思います。それは介護施設でもそういう問題があるのではないのでしょうか。みんなで気をつけて話をし、誤解をといていくくらいしかできないと思います。

【委員】

我々老人クラブでは、出来るだけ地域に溶けこんだ形でやっています。今のところ高齢者の会に入る人が少なく、またトップになる人も少ないのが現状です。高齢者大学と高齢者大学院、こういった施設が三木市や小野市にあります。ここに入っておられるということは一般の人よりもいろんな意味の教育を受けておられます。卒業されたらそういう方に活動していただきたいと思っていますが、「我々は我々でやっているから老人クラブには入らない」という意見があります。今後いろんな活動をする意味において、老人クラブというようなものが我々の年代では一番大事になっていくと思います。今の高齢者はかなり頭も良くて、体も強くて、90歳以上が平均年齢になっていくという時代で、活動している方もかなりおられます。ここにも高齢者のことがいろいろ書いてありますが、我々もできるだけ皆さんと一緒にやっていきたいので、皆さん家に帰られたら、こういうことを言っていた、一緒にやってほしいと伝えていただきたいと思っています。

【委員】

身体障害者福祉協会の会員数が、残念ながら年々減ってきています。三木市全体では身体障がい者という手帳を持っておられる方が精神障害、知的障害を除いて3,100人おられます。年々増えてきているにもかかわらず、我々の協会の会員さんが年々減ってきています。というのは個人情報の問題で、誰が手帳を持っているかわからないので入会をお勧めするのが難しい状況です。特に最近テレビやラジオで問題になっております雇用問題が、我々協会におきましても非常に大きな問題です。最近では水増し問題で非常に賑わっていますが、三木市におきましても現実各会社が身体障がい者の雇用を真剣に考えてくれているのでしょうか。相談が一番多いのがどこか働くところがないかということと、縁談がないかといった内容が非常に多い。各会社においては2.3%の雇用が必要だが、なかなかその

ようになっていないのが実情。もっと我々障がい者が働きやすいような、また働き口があるようなそういう状況を作っていないといけないなどということで、我々の責任ですので、市役所の方と話し合いながら前向きに取り組んでいきたいと思っております。

【委員】

三木市教職員組合を代表しまして言わせていただきます。役職が1年2年で交代してしまうので私もここに来させていただくのが初めてで何もわからない状況で来ております。学校におりますと、人権ということは本当にたくさんの方面で意識しないといけないと思っています。最近特に多いのが外国からやってきた子どもたちへの対応です。これは市の予算として日本語指導支援員さん等を早期につけていただいておりますが、それも予算との兼ね合いがあって必ずしも十分ではないと言えます。子どもたちの生活そのものは学校だけではなく、家に帰ってから親と過ごす時間や、親が夜勤であれば子どもたちだけで過ごす時間が当然あります。日本の子どもたちでさえ不安な部分を、外国からやってきた子どもたちがどのように過ごしているかを考えた時には、学校だけではなく、市をあげての基本方針などを基にした中にも、そういった部分を組み込んでいただくことが大事ではないかと感じています。もう1点はLGBTの問題です。なかなか表に出てくることはありませんが、昨今、職員の中にもそういった問題を抱えています。割合で言えば、各クラスにも1~2名いるのではないかとということです。そういったところにも教職員をあげて考えていかないといけないという課題もあると思います。後は一人の個人として考えた時に、時間軸が過去と現在と未来とありますが、それぞれの時間軸の中に人権の問題というのが内蔵されていると思っています。過去の部落の問題、現在の自分自身に置かれた状況での問題、高齢者の問題でもおっしゃられていましたが、自分自身がいく道としてそういったものがきちっとした形で解決されていかなければならない。1人の人生としても、子どもたちを預かる身としては非常に多くの問題をかかえていると感じています。教職員組合としましても、校長会や教育委員会と連携しながら様々な問題に取り組んで、教職員の資質の向上にも取り組んでまいりたいと思っています。

【委員】

地域としても老人クラブがないところがたくさんあります。皆さ

んが集まるところとして「ふれあいサロン」や「いきいき体操」に来ていただきたいと思って、いろんな人に声をかけていますが、「支援金は新規の方を対象にします」と市民活動支援金がなくなるような雰囲気でお知らせがあります。実施計画を見ると「支援金を継続する」と書いてあるので安心してはいますが、国の方針で地域の認知症の方も地域のサロンにお誘いしていただきと言っているし、どこのサロンも市の支援金をすごくあてにしています。活動するためにお知らせを出したり、どこか遊びに行く用意もしないといけないので、支援金がどうなるのか、サロンを運営している人たちが心配をしています。

【市民生活部長】

市民活動支援金事業については、わかりやすいように書き直しをさせていただきます。

【副市長】

ボランティア団体に対する支援金、助成金の話ですが、市の方から申し上げておりますのは、ボランティアの活動範囲が非常に広くなっておりまして、民生委員さんがされておられる「ふれあいサロン」もありますし、花いっぱい運動等、お花を世話していただいている団体、老人福祉施設に慰問をしていただいている団体等、分野が広範囲にわたっています。今、その審査が難しい状態になっておりまして、これを原点に戻すべきだという考え方です。いわゆる緑化の関係でしたら都市整備になりますし、「ふれあいサロン」でしたら福祉になりますので、それぞれの所管が新たに市単独の補助金制度を考えましょうという過渡期の3年間です。今ご意見がありました「ふれあいサロン」は三木市の福祉計画の中に位置づけられた事業となっておりますので、それに対する支援を打ち切るということは計画と矛盾しますので、「ふれあいサロン」に対する助成制度は、福祉の方で補助金制度を作っていくということになるかと思えます。その全体の見直しを3年間かけてやるということで、ご理解いただきたいと思えます。本当に必要なボランティア活動であれば、市がこれまで通り支援していきます。

【委員】

去年から知的障がい者の施設で支援員をしています。意見書の回答の中に「障害者施設だけでなく、支援をする家族等にパンフレットや講演会等で周知を図る」と書いてありますが、障がい者施設で

働く支援員は、支援に追われて基本的な知識や支援の内容について詳しく教えてもらうことなく働いている状況です。家族の方には、預けているという負い目があったり、障がいの方でしゃべれない方もたくさんいらっしゃいます。意思表示ができない中で、誰もいない時、それが普通だと思って支援員がやっていることが、その人に対しての虐待になっているかもしれません。パンフレットだけでもいいですし、指導する日を設けてもらうなど、施設に対してもう少し指導していただくと嬉しく思います。

【委員】

地元の自治会館で仕事をしていますが、窓口に来られる高齢の方が思ったことをそのまま言われたり、感情的になられるので私たちも対応するのに大変で、お互いに思いやりの気持ちを持てるような社会づくりができればいいと思っています。

【委員】

23 ページの「部落史研究事業」を継続としてあげておられますが、こういった部落史の古文書やその他の関係資料を収集して現在整理されていると思いますが、こういった収集方法をされているのか、どのような内容をまとめておられるのか教えていただきたいと思います。

【人権推進課長】

現在、総合隣保館で部落史等に係る資料を持っていますが、こういった資料があるかという整理がまだできていない状況です。資料については、職員がデータ化をして整理をし、一つの台帳として保存をしていくという活動を現在行っています。今後も継続していくということを掲載しています。

【会長】

まとめたものをどのように発信されるのですか？

【人権推進課長】

発信方法に関しては、今後考えていきます。

【委員】

いつも人権に関わるイベントにできるだけ参加するようにしていますが、三同教の活動が最近わかりやすくなりました。今までは、何をしている団体かと質問された時に、こちらも答えに困ることが多かったのですが、最近は広報誌やたくさんのイベント等、50周年の事業の内容も大変わかりやすくて、こういったことをどんどん進

めて行ってほしいと思いました。

【委員】

事務局の皆様におかれましては、基本計画ができてから実施計画の策定ごくろうさまでした。大変だったと思うのですが、見ているといくつか空欄があります。これについては時間切れなのか、これから検討されるかと思うのですが、特に、後半の障がい者や外国人の人権のところはまだまだ空欄が多いと思いました。外国人につきましても、事業名が新規になっているところで、実施計画が「他市の取組について調査する」という一文になっている欄が結構ありました。これから頑張っていくということだと思いますが、本校でも今年度5名のシリアの児童が転校してまいりました。ご存知かと思いますが、それぞれの学校に外国籍のお子さんが転入されていますので、なかなか新しい事業を開拓することは難しいと思いますが、外国人につきましてもそれぞれの基本計画における今後のあり方に対応する事業を検討していただけたらと思います。

【委員】

前回も言いましたが、例えば共通課題の中に「⑤相談体制の充実」という部分がありますが、今後のあり方では「市民の相談、苦情や要望、提案等に、適切な対応がとれるよう、各種窓口業務間で連絡・調整を図ります」と書かれています。その下の実施計画では、広報広聴課が「誰もが相談しやすい体制づくり」とあがっていますが、実際に市役所に相談に行った人はどこにいったらいいかわからないということが多くあります。全体的に横へつなげるような総合窓口をぜひとも作っていただきたいと思います。市民課の窓口のところで女性のパートの方が一人いらっしゃるが、その方が出先機関も含めたすべての部署でのそういった市民からの悩みに対応できるのかどうか。僕自身も不安ですし、市民の方もあんなところでは相談できないし、立った状況で話も十分に聞いてもらえないということもあるので、そういう総合的な窓口で振り分けできるような体制をお願いしたい。旧庁舎で、昭和の時代、部長が入口のところに座って、入ってきた市民からの苦情を聞いて整理をして、部長自らそれぞれの担当へ電話して、整理をされていた時代がありました。今の役所の中でも、部長クラスが市全体の業務がどこで何をしているかを把握されています。窓口に行っても、パートや嘱託の方が増えてきて、その方は今の自分の部署についてはわかっても、他が何をしている

かわからない。市民の方が来ても対応がきちんとできないケースが多々あると思います。広報広聴課が「誰もが相談しやすい体制づくり」、これは事業名としてはその通りだが、具体的に実施計画の中で「電子広聴システムを活用し、市民の意見や提言を把握する」とあるが、そういったシステムを使えない方がたくさんおられます。事業名はすばらしいが、具体的にはどういうかたちで誰もが相談しやすい体制づくりというのが動いていくのか、という気がしています。今すぐに稼働するのは難しいと思うので、私からの提言とさせていただきます。

【委員】

10 ページの人権侵害事件に対する記述がありますが、2 行目に「人権侵害を救済するための『人権委員会(仮称)』の設置を検討します」とあります。これは非常に画期的なことで、今までになかったことですが、いつぐらいを目途にこういう委員会を作ろうとしているのでしょうか。おそらく人権推進課だと思いますが、どこが主担当となってこれを進めていくのか、そして、どんなイメージのことを思われているのでしょうか。人権侵害事件もいろいろあります。被害者を救済するという。これは組織を立ち上げるのにもいろんな配慮がいると思います。画期的なことだとは思いますが、どこの課がいつぐらいを目途にどんなイメージで作っていくのかお聞きしたいと思います。

【市民生活部長】

人権侵害事件への対応については継続中で、委員さんが言われた「設置を検討します」というのは今回出させていただきました。基本計画を今後 7 年間進めていく中でできるだけ進めていきたいと考えております。

【委員】

しかし、基本計画の中にも明確に 20 ページに「人権委員会(仮称)の設置を検討します」とあります。7 年後や 10 年後ではなくて、それも含めて役所の中全体で検討しないといけないのではないのでしょうか。人権推進課だけではできないと思いますから。

【人権推進課長】

人権委員会につきましては、とりまとめは人権推進課かもしれませんが、どういう形で進めていくかは研究しながら進めていきたいと思っています。

【会 長】

今すぐにはお答えは難しいと思いますので、検討をしてください。

【副会長】

三木市は今少子高齢化で子どもたちの減少ということがありますが、市議会で教育長が3つのスローガンをあげておられました。いろんな人との連携を含めながら子どもたちをどう育てていくか、中でもキャッチフレーズに「手をかける、目をかける、心にかかる」というこの言葉に非常に感動しました。「心にかかる」ということが人権に関わる部分であるでしょうし、地域社会を作るということでもあろうかと思えます。大きな課題の、学校をどうするかという問題があるようですが、私はそういう問題は、基本的な考え方を掲げられて地域に説明して理解を得ていく。早くある問題を解決していかないといけないと思うのですが、1点だけ教育委員会、学校の先生含めて考えてもらいたいと思います。日本は災害が多くて、学校が休みの日が増えてきています。夏休みが終わって始業式を始めるのが各県や各市でばらばらで、三木市は2学期が始まるのが9月3日から、7月は早く1学期が終わっていて、夏休みは遅く終わっています。子どもたちは、家庭では学べない、学校の同一の集団や、異年齢の中で学ぶことが多いと思いますが、そういった日にちがどんどん減っていて、学校の先生方が少ない時間で課題が増えてきているから、余計に学校の先生の負担が多くなっていると思います。学校の休みが増えていく傾向に歯止めをかけないといけないのではないかと思います。夏休み中は、今年のように高温が続いたらプールが開放されず、ますます家の中で子どもを育てることになります。家庭によっては、どこかの有料施設に連れて行かざるをえない。そういう中で子どもたちが同年齢とか異年齢の集団の中で活動していく時間が減っていつている中で、もう一度教育というものを本当の意味で考えていただいて、三木市を愛する子どもたちに育てていくか。公民館が教育委員会に戻ったという話がありますが、現実にOBの方が公民館の館長として地域のいろんな人材を発掘したり、そしてその人たちに学校で活動してもらうことがこれから増えていくと思います。子どもを本当に大事にするという観点からは、統廃合の問題も難しいと思います。それから地域の方が子どもをどう育てていくのか。学校でやるべきことであれば、学校の先生方が子どもと接していく時間をいかに増やしていくか、先生方が子どもとふれあ

う時間が減っているのが問題だと思っています。三木市の子どもたちをどう育てていくのか、大きな総合教育会議があるようですので、そのような展開をされますようにご期待を申し上げて私の意見とさせていただきます。

【会 長】

皆様方から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。この意見をもとに、再度実施計画の案を作ってくださいと完成させていただきたいと思います。副会長が言われた学校の始業の日ですが、大阪は既に始まっていて、神戸は明日から始まる。市町で違いがあってもいいとなっていますが、教職員の働き方の改革の問題もありますので。それとは別に、全体的に今日ご意見をいただきましたが、よく考えて実施計画を作ってくださいとありますが、ただ単にこういう事業をしますではなく、何のためにこういう事業をしますと目的を簡単に書くと、それに向かってその事業が達成したかが見えてきますので、改めてご検討いただけたらと思います。2年前に事業評価をさせていただきましたが、計画の目的は何なのか、達成とあわせてみるといった中身が非常に大切です。抜けているところがございましたら書き加えていただけたらと思います。

4 その他

5 閉会 副会長